

●要求水準書（案）（令和元年 7 月 29 日公表）からの変更箇所

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	要求水準書（案） 令和元年 7 月 29 日公表	要求水準書 令和元年 10 月 1 日公表
1	1	第 1	1			本要求水準書の位置づけ	<p>本要求水準書は、宮崎市（以下「市」という。）が、宮崎市立小学校空調設備整備等 PFI 事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を公募・選定するにあたり、本事業の業務を遂行するうえで、事業者に要求する最低限満たすべき水準を示すものである。</p> <p>なお、本事業においては、新たに整備する空調設備（更新に伴い新たに整備する空調設備を含む）を新規設備、既に整備されている空調設備で維持管理業務等の対象となるものを既存設備とする。</p> <p>新規設備とは、室内機、室外機及び配管並びに本事業において整備される一切の設備とする。また、新規設備及び既存設備を合わせて空調設備とする。</p>	<p>本要求水準書は、宮崎市（以下「市」という。）が、宮崎市立小学校空調設備整備等 PFI 事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を公募・選定するにあたり、応募事業者を対象に交付する募集要項等と一体のものとして、本事業の業務を遂行するうえで、事業者に要求する最低限満たすべき水準を示すものである。</p> <p>なお、本要求水準書における業務水準とは、募集要項、募集要項等に関する質問に対する回答、本要求水準書、実施方針、実施方針等に関する質問・意見に対する回答、事業提案書等、各種共通仕様書等及び設計図書に記載の内容及び水準を指し、事業を実施するにあたり満たすべき水準を示す。</p> <p>本事業においては、新たに整備する空調設備（更新に伴い新たに整備する空調設備を含む。）を新規設備とし、室内機、室外機、配管及び自動制御設備並びに本事業において整備される一切の設備を含むものとする。また、既に整備されている空調設備のうち維持管理業務等の対象となるものを既存設備とし、新規設備及び既存設備を合わせて空調設備とする。</p>
2	1	第 1	2			事業目的	<p>本事業は、児童の教育学習環境の向上を図</p>	<p>本事業は、児童の教育学習環境の向上を</p>

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	要求水準書（案）令和元年7月29日公表	要求水準書 令和元年10月1日公表
							<p>るため、宮崎市内の市立小学校 47 校のうち 30 校（以下「対象校」という。）の普通教室等（特別支援教室を含む。以下同じ。）に新規設備を整備するにあたり、事業者の技術的能力や創意工夫を取り入れることで、維持管理までを見据えた整備を早期かつ一斉に完了させるとともに、財政負担の軽減や平準化、維持管理業務の効率化を図ることを目的とする。</p> <p>また、併せて、対象校の普通教室等以外の事務室や保健室等（以下「管理諸室」という。）に整備されている既存設備の維持管理業務等を行う。</p>	<p>図るため、宮崎市内の市立小学校47校のうち 30 校（以下「対象校」という。）の普通教室等（特別支援教室を含む。以下同じ。）に新規設備を整備するにあたり、事業者の技術的能力や創意工夫等を最大限に活用し、維持管理までを見据えた整備を早期かつ一斉に完了させるとともに、財政負担の軽減や維持管理業務の効率化を図ることを目的とする。</p> <p>また、併せて、対象校の事務室や保健室等（以下「管理諸室等」という。）に整備されている既存設備の維持管理業務等を行う。</p>
3	1	第 1	3	(1)		安全で快適な室内環境の実現	<p>児童等が安全で快適に学習できる室内環境を提供するとともに、使いやすさにも十分配慮した空調環境を実現する。また、空調設備の設置にあたっては、教育活動等への支障をきたさない計画とし、常に児童、教職員、保護者、学校等利用者及び近隣住民等（以下「学校関係者」という。）の安全に十分配慮する。</p>	<p>児童等が安全で快適に学習できる室内環境を提供するとともに、使いやすさにも十分配慮した空調環境を実現する。また、新規設備の設置にあたっては、教育活動等への支障をきたさない計画とし、常に児童、教職員、保護者、学校等利用者及び近隣住民等（以下「学校関係者」という。）の安全に十分配慮する。</p>
4	1	第 1	3	(3)		経済的かつ良好な設備導入と維持管理	<p>空調設備の長寿命化、メンテナンスの省力化、エネルギーコストの縮減等に配慮した設備設置及び維持管理を行う。</p>	<p>新規設備について、長寿命化やメンテナンスの省力化、エネルギーコストの縮減等に配慮した設備設置及び維持管理を行う。</p>
5	1	第 1	3	(4)		ライフサイクルコストの縮減	<p>空調設備の設置に係る初期費用、維持管理費用及び機器更新費用を含めたライフサイクルコストの縮減に配慮した設計、維持管理を行</p>	<p>新規設備の設置に係る初期費用、維持管理費用及び機器更新費用を含めたライフサイクルコストの縮減に配慮した設計、維持管</p>

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	要求水準書（案）令和元年7月29日公表	要求水準書 令和元年10月1日公表																						
							う。	理を行う。																						
6	2	第1	4			設置対象施設等	対象となる施設は、別紙1に示す対象校の 普通教室等 （以下「対象室」という。）とする。	対象となる施設は、別紙1に示す対象校の 新設対象教室及び更新対象教室 （以下「対象室」という。）並びに 維持管理対象教室 とする。																						
7	2	第1	5	(1)		定義	本事業において、新規設備とは、下表の新設及び更新に伴い新たに整備する空調設備のことを指す。	本事業において、新規設備とは、下表に示すとおり、新設及び更新に伴い新たに整備する空調設備のことを指し、 既存設備 とは、既に整備されている空調設備において 維持管理業務等 の対象となるものを指す。																						
							<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>定義</th> <th>対象校及び対象室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新設</td> <td>空調設備が整備されていない対象室に新規設備を整備すること</td> <td>別紙1の新設対象教室欄に室数が記載されている対象校及び普通教室等</td> </tr> <tr> <td>更新</td> <td>既に空調設備が整備されている対象室において、当該設備（以下「更新対象設備」という。）を撤去し、新規設備を整備すること</td> <td>別紙1の更新対象教室欄に室数が記載されている対象校及び普通教室等</td> </tr> </tbody> </table>	項目	定義	対象校及び対象室	新設	空調設備が整備されていない 対象室 に 新規設備 を整備すること	別紙1の新設対象教室欄に室数が記載されている対象校及び普通教室等	更新	既に空調設備が整備されている 対象室 において、当該設備（以下「更新対象設備」という。）を撤去し、 新規設備 を整備すること	別紙1の更新対象教室欄に室数が記載されている対象校及び普通教室等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>定義</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">新規設備</td> <td>新設</td> <td>空調設備が整備されていない普通教室等に、新たに空調設備を整備すること</td> <td>別紙1の新設対象教室欄に室数が記載されている対象校及び普通教室等</td> </tr> <tr> <td>更新</td> <td>既に空調設備が整備されている普通教室等において、当該設備（以下「更新対象設備」という。）を撤去し、新たに空調設備を整備すること</td> <td>別紙1の更新対象教室欄に室数が記載されている対象校及び普通教室等</td> </tr> <tr> <td>既存設備</td> <td>管理諸室等において既に整備されている空調設備で、維持管理業務等を行うもの</td> <td>別紙1の既存設備欄に室数が記載されている対象校及び維持管理対象教室</td> </tr> </tbody> </table>	項目	定義	対象	新規設備	新設	空調設備が整備されていない 普通教室等 に、 新たに空調設備 を整備すること	別紙1の新設対象教室欄に室数が記載されている対象校及び普通教室等	更新	既に空調設備が整備されている 普通教室等 において、当該設備（以下「更新対象設備」という。）を撤去し、 新たに空調設備 を整備すること	別紙1の更新対象教室欄に室数が記載されている対象校及び普通教室等	既存設備	管理諸室等において既に整備されている空調設備で、 維持管理業務等 を行うもの	別紙1の既存設備欄に室数が記載されている対象校及び 維持管理対象教室
項目	定義	対象校及び対象室																												
新設	空調設備が整備されていない 対象室 に 新規設備 を整備すること	別紙1の新設対象教室欄に室数が記載されている対象校及び普通教室等																												
更新	既に空調設備が整備されている 対象室 において、当該設備（以下「更新対象設備」という。）を撤去し、 新規設備 を整備すること	別紙1の更新対象教室欄に室数が記載されている対象校及び普通教室等																												
項目	定義	対象																												
新規設備	新設	空調設備が整備されていない 普通教室等 に、 新たに空調設備 を整備すること	別紙1の新設対象教室欄に室数が記載されている対象校及び普通教室等																											
	更新	既に空調設備が整備されている 普通教室等 において、当該設備（以下「更新対象設備」という。）を撤去し、 新たに空調設備 を整備すること	別紙1の更新対象教室欄に室数が記載されている対象校及び普通教室等																											
既存設備	管理諸室等において既に整備されている空調設備で、 維持管理業務等 を行うもの	別紙1の既存設備欄に室数が記載されている対象校及び 維持管理対象教室																												
8	3	第1	6	(3)		地域社会・地	事業者は 、地域の活性化に貢献できるよう、	地域の活性化に貢献できるよう、構成企業																						

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	要求水準書（案）令和元年7月29日公表	要求水準書 令和元年10月1日公表		
						域経済への貢献	構成企業又は協力企業の選定や、必要な資機材の調達等にあたり、可能な限り多くの地元企業を登用又は活用することに配慮することとする。	又は協力企業には、宮崎市内に本店、本社又は主たる営業所を有する者（以下「市内事業者」という。）を加えるとともに、必要な資機材の調達や募集要項の「第7-2 業務の委託」に示す第三者の選定等にあたり、可能な限り多くの市内事業者の登用又は活用することに配慮しながら本事業を実施する。		
9	3	第1	7			業務従事者の要件等	本事業に従事する者（以下「業務従事者」という。）は、以下の事項に従う。	本事業の業務に従事するすべての者（以下「業務従事者」という。）は、以下の事項に従う。		
10	4	第1	9			遵守すべき法律制度等	また、以下の記載の有無に関わらず、本事業に必要な法令等を遵守するとともに、基準・指針等を参考にする。 なお、法令等及び基準・指針等は、各業務着手時の最新版を使用することとし、	また、以下の記載の有無に関わらず、本事業に必要な法令等を遵守するとともに、基準・指針等を適宜参考にする。 なお、法令等及び基準・指針等は、各業務着手時の最新版を使用する。		
11	5	第1	9	(3)		基準・指針等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築設備耐震設計・施工指針（中略） ・ 高圧受電設備規程（一般社団法人 日本電気協会 使用設備専門部会編） ・ 高調波抑制対策技術指針（一般社団法人 日本電気協会 電気技術基準調査委員会編） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築設備耐震設計・施工指針（独立行政法人 建築研究所監修）（中略） ・ 高圧受電設備規程（一般社団法人 日本電気協会 需要設備専門部会編） ・ 高調波抑制対策技術指針（一般社団法人 日本電気協会 高調波抑制対策専門部会編） 		
12	6	第1	10			本事業のスケジュール（予定）	契約締結日	令和2（2020）年6月下旬	契約締結日	令和2（2020）年6月下旬
							設計及び施工期間	令和2（2020）年6月下旬～令和3（2021）年12月下旬（設置完了日）	設計及び施工期間	令和2（2020）年6月下旬～令和3（2021）年12月下旬（設置完了日）
							維持管理期	新規設備：所有権移転後～	維持管理期	新規設備：所有権移転後～

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	要求水準書（案）令和元年7月29日公表	要求水準書 令和元年10月1日公表								
							<table border="1"> <tr> <td>間</td> <td>令和16（2034）年3月末 既存設備：令和3（2021）年4月～令和16（2034）年3月末</td> </tr> <tr> <td>事業終了</td> <td>令和16（2034）年3月31日</td> </tr> </table>	間	令和16（2034）年3月末 既存設備：令和3（2021）年4月～令和16（2034）年3月末	事業終了	令和16（2034）年3月31日	<table border="1"> <tr> <td>間</td> <td>令和16（2034）年3月31日 既存設備：令和3（2021）年4月～令和16（2034）年3月31日</td> </tr> <tr> <td>事業終了</td> <td>令和16（2034）年3月31日</td> </tr> </table> <p>注：既存設備の維持管理業務は、令和2（2020）年度内に新規設備の所有権移転が完了する対象分校については令和3（2021）年4月から開始し、それ以外の対象分校については、令和4（2022）年4月から開始する。</p>	間	令和16（2034）年3月31日 既存設備：令和3（2021）年4月～令和16（2034）年3月31日	事業終了	令和16（2034）年3月31日
間	令和16（2034）年3月末 既存設備：令和3（2021）年4月～令和16（2034）年3月末															
事業終了	令和16（2034）年3月31日															
間	令和16（2034）年3月31日 既存設備：令和3（2021）年4月～令和16（2034）年3月31日															
事業終了	令和16（2034）年3月31日															
13	7	第2	1	(1)		業務の範囲	<p>対象校の新設対象教室及び更新対象教室に新規設備を整備するために必要な設計を行う。設計業務には、以下の業務を含む。</p> <p>・その他付随する業務（業務水準チェックリストの作成及び提出、調整、報告、申請、検査、セルフモニタリングによる確認・報告、市が行うモニタリングへの協力等。なお、調整業務には、対象校等との調整も含む。） ※なお、各対象校の一般平面図及び配置図は市より提供する。</p>	<p>対象校の対象室に新規設備を整備するために必要な設計を行う。設計業務には、以下の業務を含む。</p> <p>・その他付随する業務（業務水準チェックリストの作成及び提出、並びに調整、報告、申請、検査、セルフモニタリングによる確認・報告、市が行うモニタリングへの協力等。なお、調整業務には、対象校等との調整も含む。） ※なお、各対象校の一般平面図、配置図、単線結線図は市より提供する。</p>								
14	8	第2	1	(6)		業務の報告及び書類・図書等の提出	<p>なお、設計に関する書類・図書等の著作権は市に帰属する。</p>	(削除)								

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	要求水準書（案）令和元年7月29日公表	要求水準書 令和元年10月1日公表
15	10	第2	3	(1)	①	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> 冷媒管の保温は、国土交通省仕様とし、屋内露出部分は樹脂製化粧ケース内、屋外部はステンレス製ラッキング内に納める。この際、ドレン管の保温はポリスチレンフォームを使用するか、保温付ドレンパイプを使用することとし、屋外露出部分についての保温は不要とする。 (省略) 屋外露出配線は耐衝撃性硬質塩化ビニル電線管による電線管保護とし、屋内露出配線は、金属電線管配線、耐衝撃性硬質塩化ビニル電線管又は金属線び配線とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 冷媒管の保温は、国土交通省仕様とし、屋内露出部分は樹脂製化粧ケース内、屋外部はステンレス製ラッキング内に納める。この際、ドレン管の保温はポリスチレンフォームを使用するか、空調ドレン用結露防止層付硬質塩化ビニル管を使用することとし、屋外露出部分についての保温は不要とする。 (省略) 配線工事には、EM電線及びEMケーブルを使用する。屋外露出配線は、原則、耐衝撃性硬質塩化ビニル電線管による電線管保護とし、屋内露出配線は、金属電線管配線、耐衝撃性硬質塩化ビニル電線管又は金属線び配線とする。
16	11	第2	3	(1)	②	新設に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 電気方式による空調導入校… (省略) デマンドコントロール実施時においては、実際の空調設備の運用状況に応じてできるだけ快適な室内環境（対象室の室温が概ね「別紙 6 空調環境の標準提供条件」の「運用室内温度」を維持する室内環境）を確保するよう留意する。 配管等のコンクリート壁の… (省略) ただし、構造上支障のない場合は、この限りではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 電気方式による空調導入校… (省略) デマンドコントロール実施時においては、実際の新規設備の運用状況に応じてできるだけ快適な室内環境（対象室の室温が概ね「別紙 6 空調環境の標準提供条件」の「運用室内温度」を維持する室内環境）を確保するよう留意する。 配管等のコンクリート壁の… (省略) ただし、調査等を適切に行ない構造上支障のない場合は、この限りではない。
17	11	第2	3	(1)	③	更新に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 更新対象設備が「別紙 6 空調環境の標準提供条件」を満たす能力を有している場合で、既存冷媒配管の劣化状況、配管長、配管 	<ul style="list-style-type: none"> 更新対象設備が「別紙 6 空調環境の標準提供条件」を満たす能力を有している場合で、既存冷媒管の劣化状況、配管長、配管

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	要求水準書（案）令和元年7月29日公表	要求水準書 令和元年10月1日公表
							<p>径、使用されていた冷凍機油の種類等を確認のうえ、再使用が可能と判断される場合は、配管洗浄等の措置を講じたうえで再使用してもよい。</p> <p>この場合、設置する室外機は、原則として、更新(リプレース)用機器を用いる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存冷媒配管を再使用することにより、機器の故障や性能劣化が生じた場合や所定の能力が出なかった場合は、事業者の負担により配管を新設し、速やかに空調環境の提供を行うものとする。 既存冷媒配管の再使用が不可と判断される場合又は再使用を行わないと判断する場合は、市及び対象校と協議を行い、冷媒配管を新設する。 <p>この際、既存冷媒配管のうち、天井内等の隠ぺい部分については、残置してもよい。</p> <p>（省略）</p> <ul style="list-style-type: none"> 更新対象設備が「別紙 6 空調環境の標準提供条件」を満たす能力を有していない場合は、機器の更新とともに、冷媒配管を新設する。 <p>この場合、既存冷媒配管のうち、天井内等の隠ぺい部分については、残置できるものとする。</p>	<p>径、使用されていた冷凍機油の種類等を確認のうえ、再使用が可能と判断される場合は、配管洗浄等の措置を講じたうえで再使用してもよい。</p> <p>この場合、設置する室外機は、原則として、更新(リプレース)用機器を用いる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存冷媒管を再使用することにより、機器の故障や性能劣化が生じた場合や所定の能力が出なかった場合は、事業者の負担により配管を新設し、速やかに空調環境の提供を行うものとする。 既存冷媒管の再使用が不可と判断される場合又は再使用を行わないと判断する場合は、市及び対象校と協議を行い、冷媒管を新設する。 <p>この際、既存冷媒管のうち、天井内等の隠ぺい部分については、残置してもよい。</p> <p>（省略）</p> <ul style="list-style-type: none"> 更新対象設備が「別紙 6 空調環境の標準提供条件」を満たす能力を有していない場合は、機器の更新とともに、冷媒管を新設する。 <p>この場合、既存冷媒管のうち、天井内等の隠ぺい部分については、残置できるものとする。</p>
18	12	第2	3	(1)	③	更新に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 更新対象室に新設する室内機の形式は、原則として、天吊形又は天井カセット形とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 対象室に新設する室内機の形式は、原則として、天吊形又は天井カセット形とする。
19	13	第2	3	(4)		エネルギーの供	<ul style="list-style-type: none"> 変圧器は、対象校にある…（省略） 	<ul style="list-style-type: none"> 変圧器は、対象校にある…（省略）

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	要求水準書（案）令和元年7月29日公表	要求水準書 令和元年10月1日公表
						給に必要な設備	新たに増設する場合は、市及び対象校と協議のうえ、設置する。	新たに キュービクル等 を増設する場合は、市及び対象校と協議のうえ、設置する。
20	15	第3	1	(1)		業務の範囲	対象校の 新設対象教室及び更新対象教室 における新規設備の施工を行う。施工業務には、以下のものを含む。	業務水準に基づき 、対象校の 対象室 における新規設備の施工を行う。施工業務には、以下のものを含む。
21	15	第3	1	(4)		一般的要件	施工計画書に基づき、定期的に市に対して施工業務の進捗状況の説明及び報告を行うとともに、「別紙3 提出書類一覧(施工業務)」に示す書類・図書等を市に提出し、承認を得る。	事業者は 、施工計画書に基づき、定期的に市に対して施工業務の進捗状況の説明及び報告を行うとともに、「別紙3 提出書類一覧(施工業務)」に示す書類・図書等を市に提出し、承認を得る。
22	16	第3	3	(1)		一般的要件	<p>・市の承諾を得た場合は、学校等の運営上、支障のない範囲で、工事に必要な工事用電力、水道、ガスを原則有償で使用できる。（省略）</p> <p>なお、試運転調整期間内において、市の都合において空調設備の使用（実態的な空調機器の使用開始）を行う場合に必要なエネルギー費用は市が自ら負担する。</p> <p>・令和4（2022）年3月下旬までに、全ての新規設備の引渡が完了できるよう各対象校に設置する。</p>	<p>・市の承諾を得た場合は、学校等の運営上、支障のない範囲で、工事に必要な工事用電力、水道、ガスを原則として有償で使用できる。（省略）</p> <p>なお、試運転調整期間内において、市の都合において新規設備の使用（実態的な空調機器の使用開始）を行う場合に必要なエネルギー費用は市が自ら負担する。</p> <p>・令和4（2022）年3月下旬までに、全ての新規設備の市への引渡しが完了できるよう各対象校に設置する。</p>
23	17	第3	3	(3)		エネルギー供給、設備システム等の機能確保	<p>・電力、ガス、水道等の既存のエネルギー供給設備は、工事期間中も従前の機能を確保し、必要に応じて配管・配線の盛り替え等の措置を講じる。</p> <p>(新規追加)</p>	<p>・既設の電力、ガス、水道等のエネルギー供給設備は、工事期間中も従前の機能を確保し、必要に応じて配管・配線の盛り替え等の措置を講じる。</p> <p>（省略）</p> <p>・L A N 設備が施工上支障となる場合は</p>

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	要求水準書（案）令和元年7月29日公表	要求水準書 令和元年10月1日公表
								市、対象校及び市が委託するLAN保守業者と協議の上必要な措置を講じる。なお、この場合の動作確認、調整等はLAN保守業者が行い必要な費用は全て事業者の負担とする。
24	18	第3	3	(12)		建設副産物の取扱い等	・更新対象設備の撤去にあたり銅管等が発生した場合の取扱いについては、市と協議を行うものとする。	・更新対象設備の撤去にあたり銅管等の有価物が発生した場合の取扱いについては、市と協議を行うものとする。
25	20	第4	1	(1)		業務の範囲	工事監理者を設置し、 新設対象教室及び更新対象教室 に整備される新規設備に関して、設計図書と工事内容の整合性の確認及び諸検査等の工事監理を行い、定期的に市に対して工事及び工事監理の状況を報告する。工事監理業務には、以下のものを含む。	工事監理者を設置し、 対象室 に整備される新規設備に関して、設計図書と工事内容の整合性の確認及び諸検査等の工事監理を行い、定期的に市に対して工事及び工事監理の状況を報告する。工事監理業務には、以下のものを含む。
26	20	第4	1	(2)		業務の期間	すべての新規設備の所有権が市に移転完了する日までとする。	「第1 10 本事業のスケジュール」に定める設置完了日までとする。
27	20	第4	2			工事監理業務の基本方針	・市及び設計者、施工者との調整を適宜行い、「第1 10 本事業のスケジュール」に定める設置完了日までに確実に整備が完了ができるよう、工程管理を行う。	・ 設計段階から施工、設備の引き渡しまでの期間において 、市及び設計者、施工者との調整を適宜行い、「第1 10 本事業のスケジュール」に定める設置完了日までに確実に整備が完了ができるよう、工程管理を行う。
28	21	第4	3	(1)		一般的要件	・以下の業務のほか、新規設備の設置工事の適切な監理に必要な業務を行う。 ・工事が完了するごとに完工検査を行い、その結果を市に報告し、確認を受ける。	・ 工事監理者は 、以下の業務のほか、新規設備の設置工事の適切な監理に必要な業務を行う。 ・ 工事監理者は 工事が完了するごとに完工検査を行い、その結果を市に報告し、確認を受ける。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	要求水準書（案）令和元年7月29日公表	要求水準書 令和元年10月1日公表
							・施工記録を用意のうえ現場において市の確認を受け、市は新規設備の状態が業務水準に適合するか否かについて完成確認を行う。	・事業者は、施工記録を用意のうえ現場において市の確認を受け、市は新規設備の状態が業務水準に適合するか否かについて完成確認を行う。
29	22	第5				所有権移転業務要求水準	市の完成確認が終了した際には、市に対して、 新設対象教室及び更新対象教室 に整備された新規設備の所有権を移転する。	市の完成確認が終了した際には、市に対して、 対象室 に整備された新規設備の所有権を移転する。
30	23	第6	1	(1)		業務の範囲	新規設備の設置時の機能及び性能等を常に発揮できる最適な状態に保ち、利用者が安全かつ快適に利用できるような品質、水準を保持するための維持管理業務を行う。維持管理業務には、以下のものを含む。	本要求水準書、事業契約書等に従い 、新規設備の設置時の機能及び性能等を常に発揮できる最適な状態に保ち、利用者が安全かつ快適に利用できるような品質、水準を保持するための維持管理業務を行う。維持管理業務には、以下のものを含む。
31	24	第6	1	(4)	①	維持管理業務計画書等の作成・提出	・業務の内容・実施体制・手順等の見直し・改善の方法	・業務の内容・実施体制・手順等の見直し 及び 改善の方法
32	24	第6	1	(4)	④	年度業務実績報告書の作成・提出	・空調設備に係るフロン排出抑制法に基づく簡易点検記録（ 年4回 ）及び定期点検記録	・空調設備に係るフロン排出抑制法に基づく簡易点検記録（ 3ヶ月に1回かつ年4回以上 ）及び定期点検記録
33	25	第6	2	(3)		維持管理計画・維持管理体制の妥当性、モニタリングの仕組み	(新規追加)	・モニタリングや報告方法については、合理的・効率的な仕組みを策定し、市の承諾を得たうえで実施すること。
34	25	第6	3	(1)	①	一般的要件	・「第10 本事業のスケジュール」に定める維持管理期間、 新規設備 を対象室において、空調環境を提供可能な状態に保つ。	・「第10 本事業のスケジュール」に定める維持管理期間、対象室において、空調環境を提供可能な状態に保つ。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	要求水準書（案）令和元年7月29日公表	要求水準書 令和元年10月1日公表
							<ul style="list-style-type: none"> ・対象室ごと（室内機単位）の空調稼働時間、室外機ごとの運転時間等を計測・記録し、その結果を市及び対象校に報告する。 ・事業者が設置したガスメーターについては、計量法に基づく検査・更新は事業者の負担で行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象室ごとの空調稼働時間（室内機単位）及び室外機ごとの運転時間等を計測・記録し、その結果を市及び対象校に報告する。 ・事業者が設置したガスメーター（液化石油ガス）については、事業期間内における計量法に基づく検査・更新は事業者の負担で行う。
35	26	第6	3	(1)	⑥	法定点検	フロン排出抑制法に基づく簡易点検（年4回）及び「1（3）維持管理担当技術者の配置」に定める有資格者による定期点検（3年に1回）を実施し、その結果を記録し、市及び対象校に報告する。	フロン排出抑制法に基づく簡易点検（3ヶ月に1回かつ年4回以上）及び「1（3）維持管理担当技術者の配置」に定める有資格者による定期点検（3年に1回）を実施し、その結果を記録し、市及び対象校に報告する。
36	27	第6	3	(2)		既存設備に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・既存設備を継続的に利用できる状態に保つために必要なフィルターの清掃を行う。 ・既存設備に係るフロン排出抑制法に基づく簡易点検（年4回）及び「1（3）維持管理担当技術者の配置」に定める有資格者による定期点検（3年に1回）を実施し、その結果を記録し、市及び対象校に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存設備を継続的に利用できる状態に保つために必要なフィルターの清掃、室外機周りの除草を行う。 ・既存設備に係るフロン排出抑制法に基づく簡易点検（3ヶ月に1回かつ年4回以上）及び「1（3）維持管理担当技術者の配置」に定める有資格者による定期点検（3年に1回）を実施し、その結果を記録し、市及び対象校に報告する。
37	28	第7	1	(1)		業務の範囲	・移設等が必要となった場合の新規設備の移設等業務	・所有権移転後の対象校において移設等が必要となった場合の新規設備の移設等業務

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	要求水準書（案）令和元年7月29日公表				要求水準書 令和元年10月1日公表					
							No	学校名	新規設備		計	No	学校名	新規設備		計
38	29	別紙 1				対象校の所在地及び対象室数	No	学校名	新規設備		計	No	学校名	新規設備		計
							1	宮崎小学校	13	2	15	1	宮崎小学校	13	1	14
							3	大淀小学校	26	0	26	3	大淀小学校	29	0	29
							9	潮見小学校	21	0	21	9	潮見小学校	23	0	23
							10	恒久小学校	20	0	20	10	恒久小学校	21	0	21
							22	住吉南小学校	22	0	22	22	住吉南小学校	23	0	23
							24	小松台小学校	22	0	22	24	小松台小学校	21	1	22
							25	生目台東小学校	12	0	12	25	生目台東小学校	13	0	13
							26	学園木花台小学校	15	0	15	26	学園木花台小学校	16	0	16
							29	高岡小学校	17	0	17	29	高岡小学校	18	0	18
							30	清武小学校	25	1	26	30	清武小学校	26	1	27
							合計		647	7	654	合計		657	7	664
39	29	別紙 1				対象校の所在地及び対象室数	No	学校名	既存設備		No	学校名	既存設備			
									普通教室	特別教室			普通教室	特別教室		
							1	宮崎小学校	3	11	1	宮崎小学校	4	11		
							2	小戸小学校	0	3	2	小戸小学校	0	2		
							10	恒久小学校	0	4	10	恒久小学校	0	3		
							25	生目台西小学校	0	3	25	生目台西小学校	0	2		
合計		3	78	合計		4	75									

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	要求水準書（案）令和元年7月29日公表				要求水準書 令和元年10月1日公表					
							No	学校名	既存設備 その他	計	計	No	学校名	既存設備 その他	計	計
40	29	別紙 1				対象校の所在地及び対象室数	1	宮崎小学校	6	20	35	1	宮崎小学校	5	20	34
							2	小戸小学校	3	6	23	2	小戸小学校	3	5	22
							3	大淀小学校	3	5	31	3	大淀小学校	3	5	34
							4	大宮小学校	5	7	39	4	大宮小学校	6	8	40
							6	江平小学校	2	4	34	6	江平小学校	3	5	35
							8	憶小学校	3	5	29	8	憶小学校	4	6	30
							9	潮見小学校	3	5	26	9	潮見小学校	3	5	28
							10	恒久小学校	4	8	28	10	恒久小学校	4	7	28
							15	大塚小学校	4	6	33	15	大塚小学校	5	7	34
							22	住吉南小学校	3	5	27	22	住吉南小学校	4	6	29
							24	小松台小学校	3	6	28	24	小松台小学校	5	8	30
							25	生目台東小学校	3	5	17	25	生目台東小学校	3	5	18
							26	学園木花台小学校	3	6	21	26	学園木花台小学校	4	7	23
							27	生目台西小学校	3	6	16	27	生目台西小学校	3	5	15
							29	高岡小学校	6	9	26	29	高岡小学校	6	9	27
							30	清武小学校	5	7	33	30	清武小学校	5	7	34
							合計		103	184	838	合計		110	189	853
41	34	別紙 4	3			完了時に提出する書類・図書等	No.	書類名称	備考		No.	書類名称	備考			
							2	工程表（実績）			2	工程表（実績）	対象校別			
							3	完工検査記録	対象校別		3	完工検査記録	対象校別			
							4	業務完了通知書			4	業務完了通知書	対象校別			